

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税手当)</p> <p>第3条 徴税手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) <u>広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部若しくは税務部に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務に従事する職員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の感染症等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症（四類感染症を除く。）、狂犬病予防法第2条第1項及び第2項に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）で人事委員会の定めるもの、<u>検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症並びに結核をいう。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下</u></p>	<p>(徴税手当)</p> <p>第3条 徴税手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) <u>広域振興局経営企画部又は県税部に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務に従事する職員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の感染症等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症（四類感染症<u>及び五類感染症</u>を除く。）、狂犬病予防法第2条第1項及び第2項に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）で人事委員会の定めるもの<u>並びに</u>検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、<u>広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務</u></p>

水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(社会福祉業務手当)

第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。

(1) 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部に勤務し、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき専らその業務に従事する職員及び当該職員を指導監督する業務に専ら従事する職員

(2) [略]

(3) 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）

2 [略]

(衛生検査業務手当)

第8条の2 衛生検査業務手当は、保健所、環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員に対して、次に掲げる場合に、支給する。

(1) 病理試験又は細菌検査の業務に専ら従事したとき。

(2) 化学的試験又は検査の業務に専ら従事したとき。

に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(社会福祉業務手当)

第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。

(1) 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき専らその業務に従事する職員及び当該職員を指導監督する業務に専ら従事する職員

(2) [略]

(3) 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）

2 [略]

(衛生検査業務手当)

第8条の2 衛生検査業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 環境保健研究センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。

ア 病理試験又は細菌検査の業務（専ら従事した場合に限る。）

イ 病理試験又は細菌検査の業務（専ら従事した場合を除く。）

ウ 化学的試験又は検査の業務

(2) 北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、化学的試験又は検査の業務に従事したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、病理試験、細菌検査又は化学的試験若しくは検査の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、同項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては勤務1月につき当該従事した職員の給料月額^{の100分の8}の範囲内で、同項第3号に掲げる場合にあつては勤務1日につき230円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(公害防止等業務手当)

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(爆発物取締業務手当)

第9条の5 爆発物取締業務手当は、商工労働観光部商工企画室、総務部総合防災室、広域振興局総務部若しくは地方振興局企画総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(犯則取締等手当)

第9条の6 犯則取締等手当は、総務部税務課、広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部、地方振興局企画総務部若しくは税務部、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員(広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部若しくは税務部に勤務する職員にあつては、第21条第2項本文に規定する職員に限る。)が、次に掲げる業務

2 前項の手当の額は、同項第1号アに掲げる業務に従事した場合にあつては勤務1月につき当該職員^{の給料月額}の100分の8の範囲内で、同号イ又はウに掲げる業務に従事した場合にあつては勤務1日につき1,490円の範囲内で、同項第2号に掲げる場合にあつては勤務1日につき230円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(公害防止等業務手当)

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(爆発物取締業務手当)

第9条の5 爆発物取締業務手当は、総務部総合防災室、商工労働観光部商工企画室若しくは広域振興局経営企画部若しくは総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(犯則取締等手当)

第9条の6 犯則取締等手当は、総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員(広域振興局経営企画部又は県税部に勤務する職員にあつては、第21条第2項本文に規定する職員に限る。)が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(家畜保健衛生業務手当)

第9条の12 家畜保健衛生業務手当は、広域振興局農林部、広域振興局総合支局農林部、地方振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務し、家畜保健衛生業務に従事する職員のうち人事委員会が定める者に対して、支給する。

2 [略]

(用地交渉等手当)

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局農林部若しくは土木部、地方振興局農政部、農林部、水産部、土木部若しくは土木事務所、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、現地において、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。)の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

(高所作業手当)

第9条の14 高所作業手当は、農林水産部森林保全課、県土整備部建築住宅課、総務部管財課、広域振興局保健福祉環境部、農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局保健福祉環境部、農林部若しくは土木部、地方振興局保健福祉環境部、農政部、林務部、農林部、土木部若しくは土木事務所、北上川上流流域下水道事務所、環境保健研究センター、花巻空港事務所若しくは教育委員会事務局教育企画室に勤務する職員又は警察職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査若しくは工事の監督の作業

(1)～(3) [略]

2 [略]

(家畜保健衛生業務手当)

第9条の12 家畜保健衛生業務手当は、広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務し、家畜保健衛生業務に従事する職員のうち人事委員会が定める者に対して、支給する。

2 [略]

(用地交渉等手当)

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、現地において、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。)の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

(高所作業手当)

第9条の14 高所作業手当は、総務部管財課、農林水産部森林保全課、県土整備部建築住宅課、広域振興局保健福祉環境部、農政部、林務部、農林部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、環境保健研究センター、花巻空港事務所若しくは教育委員会事務局教育企画室に勤務する職員又は警察職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

又は保守点検の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

(坑内作業手当)

第9条の15 坑内作業手当は、広域振興局農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局農林部若しくは土木部、地方振興局農政部、農林部、水産部、土木部若しくは土木事務所又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(深所作業手当)

第9条の16 深所作業手当は、広域振興局農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局農林部若しくは土木部、地方振興局農政部、農林部、水産部、土木部若しくは土木事務所又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(災害応急作業等手当)

第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 広域振興局農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局農林部若しくは土木部、地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部、土木部若しくは土木事務所又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(道路上作業手当)

第9条の19 道路上作業手当は、広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土

2 [略]

(坑内作業手当)

第9条の15 坑内作業手当は、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(深所作業手当)

第9条の16 深所作業手当は、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(災害応急作業等手当)

第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 農林水産部、県土整備部、広域振興局農政部、林務部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(道路上作業手当)

第9条の19 道路上作業手当は、広域振興局土木部に勤務する職員が、交通を

木部又は地方振興局土木部若しくは土木事務所に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

(刑事作業手当)

第10条の2 [略]

2 前項の手当の額は、勤務1月につき11,800円又は1の作業1日若しくは1回につき4,600円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(併給禁止)

第21条 [略]

2・3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日(漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間)については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査手当	有害物取扱手当 衛生検査業務手当
[略]	
衛生検査業務手当(第8条の2第1項第1号又は第2号に掲げる衛生検査業務手当に限る。)	環境衛生検査等業務手当 公害防止等業務手当
[略]	

遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

(刑事作業手当)

第10条の2 [略]

2 前項の手当の額は、1の作業1日又は1回につき4,600円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(併給禁止)

第21条 [略]

2・3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日(漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間)については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査手当	有害物取扱手当
[略]	
衛生検査業務手当(第8条の2第1項第1号アに掲げる業務に係る衛生検査業務手当に限る。)	公害防止等業務手当
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。